



国土交通省 敷地売却・建て替え等 建物解体費を補助2025年度概算要求

マンション対策総合支援事業を新設

○住宅局参事官
「国土交通省」は、2025年度の予算概算要求にマンション対策総合支援事業を新設する。要求額は40億円。
内容は、「マンションストック長寿命化モデル事業」と地方自治体を通じ、老朽化マンションの解体費用の一部補助を構想しています。
解体費用の補助は、補助制度創設を前提に国と自治体で折半する想定で補助条件は、これから検討するとしています。
建物内に居住者がいても、外部に悪影響を及ぼしている状態でも、立て替えや建物を取り壊し、敷地売却などする地域の環境改善を検討するものに対して支援する方向です。
支援は、管理規約や長期修繕計画の作成アドバイス、建て替えなどの合意形成のサポートを行う業務委託などを想定しています。また、「子育て

I. 令和7年度住宅局関係予算概算要求の基本方針

重点施策のポイント

1. 住まい・くらしの**安全確保**、良好な市街地環境の整備（耐震化の加速/レジリエンス向上）
2. **既存ストック**の有効活用と流通市場の形成（マンション対策/空き家対策/ストック対策）
3. 住宅・建築物における**脱炭素対策**等（省エネ性能向上/ライフサイクルカーボン/木材利用の促進）
4. 誰もが**安心**して暮らせる多様な住まいの確保（こども・子育て/セーフティネット/バリアフリー）
5. 住宅・建築分野の**DX・生産性向上**の推進等（建築BIM/建築確認のオンライン化/国際展開）

予算総括表

(単位:億円)

| 事項 | 予算額 | | |
|------|-------|-------|------|
| | R7要求額 | R6 | 前年比 |
| 公共事業 | 1,971 | 1,643 | 1.20 |
| 行政経費 | 117 | 98 | 1.20 |
| 合計 | 2,088 | 1,740 | 1.20 |

注. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

支援型共同住宅推進事業も引き続き行い、「優良住宅リフォーム推進事業」も継続します。

管理状況
届け出制度

「管理状況届け出制度」とは、区域内のマンション管理状況をチェックし、管理不全マンションやその予備軍をあぶり出し、一定の効果を上げるための施策として管理状況届け出を行政へ提出するシステムです。

管理組合理事長ら、代表者に「管理状況届け出」義務が生じるこの制度は、東京都豊島区が全国に先駆け2013年7月に開始後、制度は全国各地に広まり県と7市が制度開始しています。

この背景には、20年のマンション管理適正化法の改正にあります。マンション管理適正化推進計画制度が創設され、マンションの適正管理に地方自治体の関与が出来る事になりました。

○埼玉県内に於いては川口市、所沢がマンション

ン条例を制定して
います。「川口市
マンション管理適
正化推進条例」で
は、市は、報告
によって市内の
分譲マンション
の管理状況を把
握し、定期報告
の結果管理不全
が認められた場
合、市が助言指
導及び勧告や支
援等を行う制度
も採用していま
す。
また、災害発生
時の迅速な協力
が期待されるこ
とから、居住者
等間のコミュニティ
の形成に積極
的に取り組み
努力義務を規定
しています。
管理組合や居住
者等も地域社会
の一員であるこ
とから、町会・
自治会等との良
好な関係も築く
努力義務も規定
されています。

1 管理者による管理状況の定期報告制度

川口市内のマンションの管理者は、定期的（おおむね5年ごとを予定）に管理状況を市長に報告しなければなりません。【義務規定】

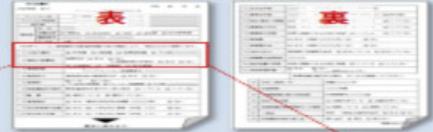
実施時期

◆ 初回の報告は、令和4年度（2022年度）中を予定しています。

報告方法

- ◆ 実施時期に、市から報告書の書式を郵送します。
- ◆ 届いた報告書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。
- ◆ インターネットによる報告も検討中です。

報告書はA4サイズ1枚（両面）30項目程度を予定しています。



記入例

◆ 該当する項目へのチェック✓や、金額や年数などの数字の記入等を行います。

定期報告に関する市HPへのリンクです。



これは報告書のイメージです。項目等については変更となる可能性があります。

川口市マンション管理適正化推進条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

| | | | | |
|-----------|---|------------------------------|--|--|
| 1. 土地の権利 | <input checked="" type="checkbox"/> 所有権 | <input type="checkbox"/> 借地権 | <input type="checkbox"/> 定期借地権 | <input type="checkbox"/> その他 |
| 2. 建物の耐震性 | 耐震性が | <input type="checkbox"/> ある | <input checked="" type="checkbox"/> ない | 耐震改修の予定が |
| | | | | <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない |
| | | | <input type="checkbox"/> 全部委託 | <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 自主管理 |

2 防災体制認定マンション制度

防災体制に優れたマンションを、市が認定する制度です。

実施時期

◆ 令和4年4月から受付を開始する予定です。

防災体制認定マンション制度に関する市HPへのリンクです。



認定を受けるメリット

- ◆ 認定を受けたマンションは、公表を希望すれば、市の公式サイトに掲載され、防災体制が優れたマンションであることをPRすることができます。
- ◆ 広告等に認定マークを使用し、防災体制のPRをすることができます。
- ◆ 管理組合の総会等で、防災体制の強化への賛同を得やすくなるメリットも期待できます。

認定基準の例

| | |
|---------------|--|
| 防 災 組 織 | マンション防災組織が結成されていること |
| 防 災 備 蓄 倉 庫 | 防災備蓄倉庫があること |
| 非 常 用 の 発 電 機 | 非常用の発電機が確保されていること |
| 飲 料 水 と 食 料 | 飲料水と食料の備蓄があること。 |
| 耐 震 性 | 耐震診断の結果、耐震性があると判断されていること、または、耐震性がないと判断された場合において、耐震改修の計画が作成されていること。（※ 旧耐震の場合のみ） |

※これは認定基準の例です。詳しくは住宅政策課（☎048-229-7905）までお問い合わせください。

あなたのマンションは大丈夫？

築20年を過ぎた建物は老朽化により放置すると漏水など大変な損害を被ることがあります。



築33年経過した給水管の内部

ダイショウテックの設備リニューアルにより建物も暮らしも生き生きと！

マンション給排水設備リニューアル専門会社
株式会社 大勝テック

〒123-0841 足立区西新井 2-1-18 ☎03-3856-2870

http://daisho-tec.com

細則の制定について

管理規約や細則は区分所有者全員に原則共有されていますが、普段は確認しないことも多いため、現状の最新版管理規約や細則を共有して、有効活用しては如何でしょうか、各細則についてご紹介いたします。

○ マンション使用細則

・専有部分や専用使用部分の禁止行為
用途外の使用、音量を著しく上げる、専用使用部分の外見や形状変更

○ 理事会運営細則

・各役員（理事長、副理事長、会計担当理事、その他の理事）の役割
・理事会の運営
・理事会の構成、開催日、招集の取り決め、議案書の配布など
・理事会の決議事項
・議事録の作成や保管、閲覧の取り決め
・専門家の活用や専門委員会

○ ペット飼育細則

・飼育ができる対象

区分所有者や占有者であり、管理組合の承認を得た者など

・飼育者が守るべき義務
鳴き声、悪臭で近隣に迷惑をかけない。バルコニーで飼わないこと、疾病がないように清潔に保つ、飼育ペットに対する予防注射の接種など

・共用部分での配慮
エレベーターや廊下では抱えるかケージに入れて持ち運ぶ、共用部分内で遊ばせない、共用部分につながらないなど

・飼って良いペットの種類や数、体長の制限

・管理組合への定期的な報告

・盲導犬等に対する管理組合や居住者における配慮

○ 専有部分の修繕等に関する細則

・修繕工事の際の届出申請書とともに工事を行う際の設計図や仕様書、工程表
・承認、非承認について
・所定の掲示場所への書面の掲示
・工事を実施する場合には、対象住戸、工事期間や工

事内容、工事業者、問い合わせ先などが記載された書面の掲示
・紛争が起きた場合の責任や解決方法
自己の責任で解決に当たるなど

○ 駐車場使用細則・来客用駐車場使用細則

・駐車場が使用できる者
・申し込み方法や契約方法、承認、順番待ちについて
・自らが使用する使用区画について
・使用料について
・駐車場利用者の管理義務について
指定外場所の駐車禁止、禁止事項

・駐車場内での速度超過、区画に契約外車両やバイク、タイヤなどを置く、空ふかし等騒音を出すことなど

○ 駐輪場使用細則

・使用可能な者
・駐輪の際に遵守すべき義務
・使用できる自転車の種類（原付含めバイクも可とする場合あり）
・登録手続き

申し込み方法や、ステッカーの添付など
・事故や保管の責任
・駐輪場使用料
・届出の義務
・放置の場合の処分

○ バイク置場使用細則

・バイク置き場を使用できる者
・申し込み方法や契約方法、承認、順番待ちについて
・自らが使用する使用区画について
・使用料について
・利用者の管理義務について
バイク以外の置場にしない、発進時や入庫時の安全性確保、バイクの転倒防止対策など

・駐車場内での速度超過、区画に契約外車両や自転車、タイヤなどを置く、空ふかし等騒音を出すことなど

○ 集会室使用細則

・利用可能な対象者
・集会室のおもな用途
・理事会や総会、説明会等の管理組合運営に必要な会議、区分所有者間の親睦など

タキロンマテックス株式会社 安全・安心に役立つ床材製品から防災・減災製品、デザイン性に優れた化粧材までインテリアや建築物の内外装用資材を幅広く販売



タキロンマテックス株式会社
【東京支店】
〒105-0014
東京都港区芝三丁目8番2号（住友不動産芝公園ファーストビル8階）
TEL：床 (03)6665-8307 / 建装 (03)6665-8361
https://www.t-matex.co.jp

タキロンシーアイグループ
防汚性ビニル床シート
「タキストロン タフスリップタイプ」
粘着剤付き化粧フィルム
「ベルビアン」

- ・ **使用制限**
政治的や宗教的な集会、公の秩序や風紀を乱す恐れのある集会、管理組合運営上支障をきたす集会など
- ・ 使用時間
- ・ 集会室の申し込み方法
- ・ 利用料
- ・ 集会室の鍵の貸与や返却方法
- ・ 原状回復義務
- **防犯カメラ運用細則**
- ・ 防犯カメラ設置の目的
- ・ 設置における取り決め
- ・ 増設や撤去、位置の変更等の決議、カメラの角度の変更など
- ・ 録画や記録映像の保存の取り決め保存期間や保存方法など
- ・ 記録された映像の閲覧や申請、犯罪行為や毀損行為等の確認など閲覧可能な場合の取り決めや、閲覧申請など
- **ゴミ置き場使用細則**
- ・ ゴミ出しの分別ルール
- 自治体によって異なる場合もあることから、マンション独自で検討する
- **禁止事項**

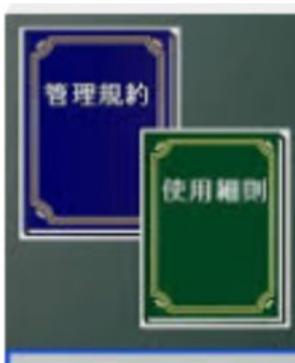
- ・ 粗大ゴミやパソコンなど家電製品廃棄の場合住民が自ら自治体や業者に連絡して対応するなど
- 自治体が、ごみとして持つて行けないものなど等、ゴミ置き場に搬出してはならないものを定める
- **宅配ボックス使用細則**
- ・ 宅配ボックスに保管できないものの取り決め
- 規定寸法や重量以上のもの、動植物、発火性のあるものや貴金属、生鮮食品など
- ・ 保管期間と経過後の対応
- 保管期間を過ぎてもなお宅配ボックスに入っているものは、管理員さんが開扉して適切な処置を行うことなど
- ・ 清掃時の開扉
- ・ 宅配ボックス破損時やボックス内保管品の事故の取り決め
- **修繕工事専門委員会運営細則**
- ・ 大規模修繕委員会の位置づけ、理事会の諮問委員会として理事会に答申する位置づけなど
- ・ 委員会の構成

- 人数や現職役員との兼務について
- ・ 役員構成
- 委員長や副委員長、書記、その他役割など
- ・ 各委員の任期
- ・ 委員に対する報酬の定め
- ・ 委員長や副委員長、書記、その他委員の具体的な業務内容
- ・ 決議や議事録
- 議事の決議方法や議事録の署名方法など
- ・ 委員会における議案内
- 容
- 建物の調査診断、工事範囲や工事の仕様、工法、工事発注方式や施工業者の選定方法、打合せなど
- **専用庭使用細則**
- ・ 使用することができ
- 対象者
- 区分所有者や占有者（賃借人）などの取り決め
- ・ 専用庭での禁止行為
- 部屋の増築や物置、サンルーム等の工作物の設置、高い樹木、池の築造、コンクリートの打設など
- ・ 使用権者による適切な管理
- ・ 利用料
- 管理組合においては、設

備や立地等の周辺環境、また長年の管理組合運営上の経験値から、様々な細則の制定が考えられます。

使用細則は独自のものであり、各管理組合に必ずしも共通して必要という訳ではありません。理事会等で議論しながら、管理規約の定めだけでは足りない場合に、新たに制定することも考えられるでしょう。

一方で、細かく取り決めをし過ぎると、手間がかかる割には管理組合として把握できなかったり、住民に周知徹底できない可能性もあります。その場合には、ルールとしての掲示や管理組合内のマニュアルにとどめておくことも一つでしょう。



**マンション・ビル外壁
リニューアルの専門工事店**

補修工事から大規模修繕工事まで
確かな技術と経験を基に、企画から工事まで一貫施工



ロープアクセスでなければ実現できない事がある。

ご相談お問い合わせ
株式会社共栄レジ
本社：埼玉県北葛飾郡松伏町松伏 2284-2
春日部営業所：春日部市大塚 34-1



LINE QR HP QR

アレスダイナミックシリーズ

水性反応硬化形ハルスハイリッチシリコン樹脂塗料

アレスダイナミックTOP
超耐候性超低汚染ハルスハイリッチ無機有機ハイブリッド塗料

アレスダイナミックMUKI

資料のご請求、お問い合わせは
関西ペイント販売株式会社 建築塗料本部
〒144-0045 東京都大田区南六郷3-12-1
TEL (03) 5711-8901 FAX (03) 5711-8931
関西ペイントホームページ <http://www.kansai.co.jp>

改正マンション管理
適正化法条文

改正後の法条文を掲載しました。今回は個人情報保護に関して重視するものとなっています。

第19条関係

① 規約の効力は対象物件の使用方法につき占有者にも及ぶが、本条は、それ以外に、区分所有者がその専有部分を第三者に貸与する場合に、区分所有者がその第三者に、この規約及び使用細則に定める事項を遵守させる義務を定めたものです。
② 第三者が遵守すべき事項は、この規約及び使用細則に定める事項のうち、対象物件の使用に関する事項とします。

③ 届出事項は、第三者本人の氏名、対象住戸、電話番号のほか、緊急時の連絡先となる者の氏名及び電話番号等が考えられます。加えて、区分所有者から専有部分を借用した第三者と、現に専有部分に居住する者が異なる場合は、現に専有部

改正後
(専有部分の貸与)
第19条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。
2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。
3 第1項の場合において、区分所有者は、当該第三者に、専有部分を借用した旨の届出を管理組合に提出させなければならない。

分に居住する者に関する情報も把握することが望ましいでしょう。
④ 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与している間（当該専有部分から転出する場合のみならず、転出後さらに転居する場合も含む。）は、現に居住する住所、電話番号等の連絡先を管理組合に届け出なければならぬ旨を規約に定めることも、区分所有者に連絡

改正後
(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合
(組合員名簿等の作成、保管)
第64条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿（以下「組合員名簿等」という。）を作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面による請求があったときは、これらを見せなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。

(新設)
がつかない場合を未然に回避する観点から有効です。また、長期間不在にする場合も、届出の規定を設けることが有効です。
第64条の2関係
組合員名簿の閲覧に際しては、組合員のプライバシーに留意する必要があります。賃借人を含めたり、現にマンションに居住している者の連絡先を記載した居住者名簿を作成、保管することも定め、また、災害時における避難の支援や安否の確認時の円滑化等の観点から高齢者、障がい者等要援護者名簿も作成し、把握しておくことも必要でしょう。

— 信頼と実績で創業60周年 —
埼玉県マンション管理のベテランがいる管理会社
田園都市ライフサポート株式会社
(旧社名 株式会社ビルセンター)
マンション管理業者登録 国土交通大臣(5)第031134号
宅地建物取引業 東京都知事(11)第40887号
警備業認定 東京都公安委員会 第30003954号
【東京本社】〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー6階
TEL 03-6912-9328 FAX 03-6912-9329
<https://denen-lsk.jp/>
【横浜支店】〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-4-7
ミスミコーチ事務棟4F402号
TEL 045-577-6600 FAX 045-577-6008

| 改正後 |
|--|
| <p>(届出義務)</p> <p>第31条 新たに組合員の資格を取得し、又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組合に届け出なければならない。</p> <p><u>2 組合員は、前項で届け出た内容に変更がある場合には、直ちにその旨を書面により届け出なければならない。</u></p> |

第31条関係
 専有部分を第三者に譲渡した場合のみならず、相続によって区分所有権を取得した場合においても当該包括承継人は届出を提出する必要があると見なされます。

遺産分割協議に時間を要する場合など、止むを得ず届け出を提出することが出来ない場合は包括承継人の代表者の連絡先を把握しておき、管理組合からの連絡事項の届出先として登録しておくことも必要でしょう。

| 改正後 | (新設) |
|---|------|
| <p><u>(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合</u> <u>(総会資料の保管等)</u></p> <p>第49条の2 理事長は、議案書及び付随する資料を保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。</p> | |

第49条関係
 「利害関係人」とは、敷地、専有部分に対する担保権者、差し押さえ債権者、賃借人、専有部分の売買にかんして不動産会社、法律上の利害関係者を言い、単に事実上の利益や不利益を受けたりする者、親族関係にあるだけのもは、対象となりません。

| 改正後 | (新設) |
|--|------|
| <p><u>(区分所有者の所在等の探索)</u></p> <p>第67条の2 区分所有者が第31条の規定に違反し必要な届出を行わないことにより、敷地及び共用部分等の管理に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、理事長は、理事会の決議を経て、区分所有者の所在等を探索することができる。</p> <p>2 前項の場合において、理事長は、探索に要した費用について、違約金としての弁護士費用等を加算して、当該区分所有者に請求することができる。</p> <p>3 前項に定める費用の請求については、第60条第4項の規定を準用する。</p> <p>4 第2項に基づき請求した弁護士費用等及び探索に要した費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。</p> | |

社、法律上の利害関係者を言い、単に事実上の利益や不利益を受けたりする者、親族関係にあるだけのもは、対象となりません。

協和産業株式会社
 マンションの資産価値を高めるため…
 エントランス・玄関扉・窓・のバリューアップ
 対震、防犯化へのリニューアルは、
 30年実績の専門業者におまかせください
 本社 〒336-0032 さいたま市南区四谷
 2-5-11
<http://www.kyowazangyo.co.jp/>
 TEL 0120-344-356

LIXILの1dayリフォームは、
 お手頃な暮らしアップ提案です。

“戻ながら施工”であっという間に快適な暮らしへ！
 LIXILリニューアルのサッシ・玄関ドア『カバー改修』

管理組合様からのお問い合わせ窓口をご用意
 テクニカルサポート e-DESK

電話 03-6748-3987
 受付時間 月～金 9:00～17:00
 (祝日・年末年始・夏季休暇等を除く)

Web LIXIL e-DESK
 で検索ください。

マンションの未来を
 みなさまと創造する企業

私たちは、確かな管理サービスで、
 マンションの「住まう価値」「次の世代につなぐ価値」を守ります

〈マンション管理のお問い合わせ〉
大和ライフネクスト株式会社 北関東支社
 埼玉県さいたま市大宮区宮町 2-81 いちご大宮ビル 5F 〒330-0802
TEL:048-648-1871
 マンション管理業者登録番号・国土交通大臣(5)第060755号

詳しくはこちら

マンション管理適正評価制度の概要

「一般社団法人マンション管理業協会」では、不動産関連団体と協力し、全国共通の管理に関わる評価基準を策定し、インターネットを通じて情報開示する「マンション管理適正評価制度（以下、「適正評価制度」）が行われています。

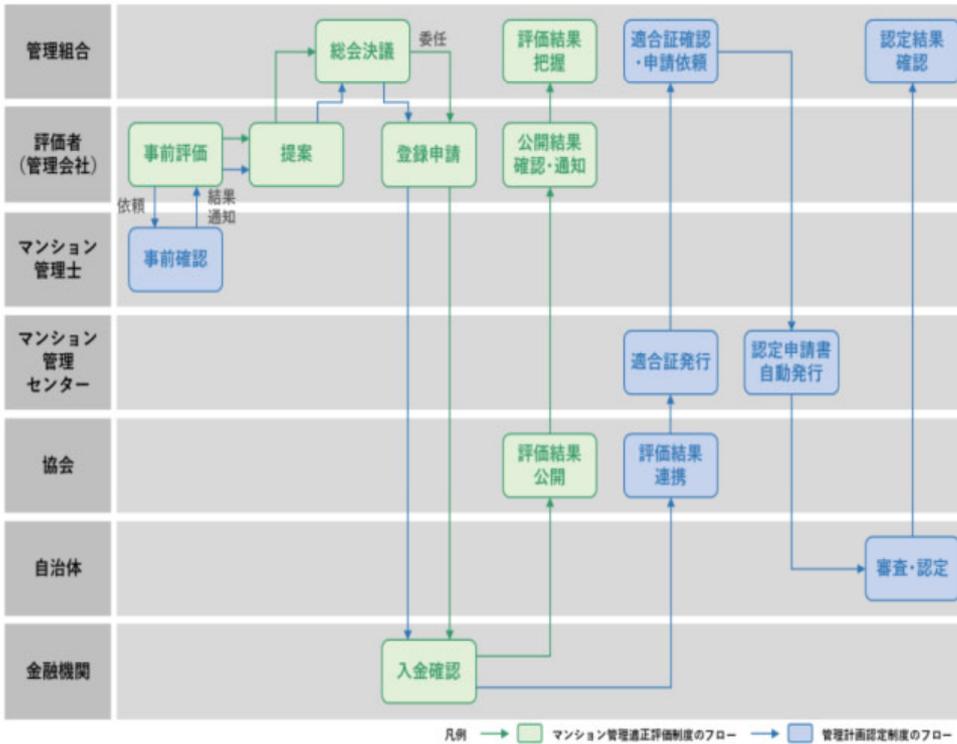
区分所有者の高齢化等による組合運営の停滞、建物の高経年化による修繕金の増大により、組合財政は逼迫化しつつあります。役員のなり手不足や人材不足は、健全な組合運営の計画的な実施を困難にしています。

良好な居住環境の確保を図る上で、経費節約も必要です。「良質な管理」がマンションの市場価値・流通価値を高め、区分所有者が安心、安全、快適な生活を送ることができ

マインドも上げるために、管理組合の資産の拡大に努めることが必要です。また、自分たちの居住満足度を高めるために努力してきた組合運営も、適正な管理が行われているマンションは、引き続き良好なストック形成が期待できます。

長期的な視野でみると、修繕の実施サイクルを伸ばし、コストカットすることを目指すとし、資金面の蓄財が増加されることにより、資産ストックの形成に資する有効な手段の一つになるのではないかと考えます。

図表 b: 適正評価制度+管理計画認定+登録・認定申請するモデルケース



凡例 → 緑 マンション管理適正評価制度のフロー → 青 管理計画認定制度のフロー

高騰化する共有部火災保険料の対策でお困りではございませんか？

- ◆ 年々値上げの続く火災保険料が、管理費会計を圧迫している。...
- ◆ 更改の見積を取ると、これまでの保険料の3~4倍になり驚愕してしまっ。...

共有部火災保険は、グッド保険サービスまでお気軽にご相談下さい！

複数の損保商品を扱う当社ならではの組み合わせプランで、管理組合様のお悩みを解決致します！

取引損保：損保ジャパン、東海日動、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、日新火災
お問合せ先 株式会社グッド保険サービス 担当：伊藤、関根、本間、高橋
Tel 03-5413-4911 e-mail: kanri-kumiai@goodhoken.co.jp

マンション管理はお任せください。

管理会社変更のご相談は
おなぶきハウジングサービス
おなぶきコールセンター(24時間365日)
0800-500-5505
東京本社 開発事業本部 / 〒105-0012 東京都港区芝大門2-2-1 ACN芝大門ビルディング5F

マンション・建物大規模改修

■東日本リニューアル事業部
東京支店・東関東支店・北関東支店・南関東支店
《お問合せ》 ☎ (03)3474-1941

■西日本リニューアル事業部
関西支店・福岡営業所
《お問合せ》 ☎ (06)6382-8410

YAMAGISHI **ヤマギシリフォーム工業株式会社**
http://www.ymgs.co.jp

我が街紹介 さいたま市南区 南浦和

埼玉県の南東部のさいたま市南区に位置する南浦和は、「荒川低地」と呼ばれる低地に広がっており、古くは水田地帯として栄えました。南区のマンション棟数は406棟、ストック数は22,984戸、世帯数は88,509戸、マンション化率は25.97%になります。これは、さいたま市内10区内の内、ストック数、世帯数ともに南区がトップです。マンション棟数は浦和区に次いで2位、ストック比率は、浦和区、中央区に次いで3位となります。

○南浦和駅は、JR京浜東北線、武蔵野線乗り入れ二路線使えるため、交通の便も良いことから東京のベッドタウンとしても人気があります。京浜東北線を利用すれば、赤羽駅までは約12分、東京駅までは約34分と乗換えなしで移動できます。



○さいたま市文化センターは、1988年に「大宮ソニックシティ」が完成するまでは、埼玉県最大級のホールであり、3階まで席が連なる大ホールは2006席、

小ホールは340席で、音楽・演劇・舞踊・古典芸能などさまざまな催しが開催されてきました。また「さいたま市立南浦和図書館」を併設しています。



○「見沼たんぼ」には、さまざまな生き物が生息しており、大規模緑地空間や、芝川や荒川といった河川、そして大小様々な公園など、自然を感じられる場所が点在しています。

(写真提供はアット・ホーム)



○南浦和駅から、歩いて5分の処に当法人の事務所もあります。近くにお越しの際は、是非お立ち寄り下さい。(予め予約をお願いします。)



JR南浦和東口より徒歩5分

編集後記

会員を募集

今年も残すところ、わずかにになりました。

本年は、会員皆様には大変お世話になりました。大きなニュースとして、衆議院選挙では、自公の過半数割れという事態になり、今後、分譲マンション分野の政策において、業界寄りの補助金交付ではなく、区分建物に居住し、生活している組合員に対して、直接補助金交付の制度変更を超党派で考えて頂きたいものです。

埼玉管ネットでは、賛助会員・組合員会員・個人会員、各会員を募集しています。

悩める管理組合員、区分所有者には随時相談をお引き受けして居ります。来年も引き続き宜しくお願ひ申し上げます。良いお年をお迎えください。